

塩谷地区広域防災の相互協力に関する協定

矢板市（以下「甲」という。）、さくら市（以下「乙」という。）、塩谷町（以下「丙」という。）、高根沢町（以下「丁」という。）、栃木県さくら警察署（以下「戊」という。）、栃木県矢板警察署（以下「己」という。）、塩谷広域行政組合消防本部（以下「庚」という。）及び栃木県建設業協会塩谷支部（以下「辛」という。）は、その相互において、地震、風水害、雪害その他災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、被災した甲、乙、丙及び丁（以下「被災自治体」という。）が行う地域防災活動への協力並びに災害時、警察及び消防が行う人命救助等の初動活動強化に資するための資機材、重機及び人員（以下「資機材等」という。）の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に被災自治体が行う応急対策活動に際し、被災自治体が締結している地域防災協定のみでは十分な応急活動を実施することが困難な場合又は被災自治体が応援を要すると認めた場合の辛の協力及び被災自治体が辛から提供を受ける資機材等について、辛が戊、己、庚に資機材等を提供することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（自治体の応援要請）

第2条 被災自治体は、被災自治体が締結している地域防災協定のみでは十分な応急活動を実施することが困難な場合又は被災自治体が応援を要すると認めた場合において、辛に対して、資機材の提供に関し応援を要請することができる。

- 2 辛は、事前に提出した名簿の中から適当と認められる業者を選定し、被災自治体に派遣するものとする。
- 3 辛は、選定した業者の派遣に際しては、事前に業者名、応援規模について被災自治体に通知するものとする。

（警察・消防の応援要請）

第3条 戊、己及び庚は、災害時における人命救助等の警察・消防活動上必要な初動活動のため、資機材等が必要となった場合には、必要な事項を明らかにした文書により被災自治体に要請し、被災自治体は辛に対し資機材等の提供を指示するものとする。ただし、急を要するときは、口頭による要請の後、

速やかに当該要請書を送付するものとする。

- 2 前項の要請について、戊、己及び庚が、被災自治体に要請するいとまがない場合には、戊、己及び庚は直接、辛に要請できるものとし、特に急を要するときは、辛の所属支部員に対し、直接要請することができるものとする。

(協力)

第4条 辛は、前2条の要請があったときは、特段の理由のない限り資機材等の提供について協力するものとする。

(費用負担)

第5条 この協定により、辛が提供した資機材等の費用については、被災自治体が負担するものとする。

- 2 被災自治体が複数にわたる場合には、その都度被災自治体間で協議するものとする。

(遵守事項)

第6条 この協定を相互の理解と信頼の下に運営するため、次のことを遵守するものとする。

- (1) この協定の締結事実を、自己または他人に利するための手段として利用しないこと。
- (2) この協定の締結及び締結に基づく活動を通じて知り得た秘密を他に漏らさないこと。
- (3) この協定に基づく応急活動の実施にあたっては、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うこと。

(従事者の補償)

第7条 従事した者が、当該業務により負傷、罹患又は死亡した場合の損害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により行うものとする。これによらない場合は、被災自治体と辛が協議の上処理するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに、各員のいずれからも申し出のないときは、更に1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

(疑義の決定)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合には、
その都度各員間で協議し定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この証書を8通作成し、それぞれ記名押印の上、
各自その1通を保有するものとする。

平成24年 2月 2日

矢板市本町5番4号
甲 矢板市

市長 遠藤



さくら市氏家2771番地
乙 さくら市

市長 人見 健次



塩谷町大字玉生741番地
丙 塩谷町

町長 手塚 功一



高根沢町大字石末2053番地
丁 高根沢町

町長 高橋 克法



さくら市馬場786番地1
戊 栃木県さくら警察署

署長 田村 利夫



矢板市中2001番地1
己 栃木県矢板警察署

署長 坂田 清隆



矢板市富田94番地1
庚 塩谷広域行政組合消防本部

消防長 高橋 久之



矢板市扇町2丁目10番6号
辛 (社)栃木県建設業協会塩谷支部

支部長 渡邊 武男

